

令和5年度第1回松野町地域公共交通会議

資料

資料1（報告第1号関係） 「松野町地域公共交通会議の概要について」	1
資料2（報告第2号関係） 「オンデマンド交通の実証実験について」	5
資料3（報告第3号関係） 「高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助について」	13
資料4（報告第4号関係） 「住民アンケート調査結果について」	21
資料5（協議第1号関係） 「松野町地域公共交通計画の策定に係るプロポーザルについて」	27
資料6（協議第2号関係） 「松野町地域公共交通会議の令和5年度予算について」	41

令和5年4月6日

ふるさと創生課

○松野町地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月11日

要綱第18号

改正 平成21年11月13日訓令第26号

平成23年9月13日訓令第17—1号

平成26年8月29日訓令第27号

平成29年8月8日訓令第37号

令和4年9月12日訓令第21号

令和5年3月17日訓令第2号

(設置)

第1条 松野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議をするため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の策定及び変更に必要な経費等に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 松野町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者が指名する者
- (9) 宇和島警察署長が指名する者
- (10) 鉄道事業者
- (11) 愛媛県南予地方局長が指名する者
- (12) 学識経験者
- (13) 松野町保健福祉課長
- (14) 松野町教育課長
- (15) 松野町総務課長
- (16) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置き、定数及び選任方法は当該各号に定める。

- (1) 会長及び副会長 各1人 委員の互選による。
- (2) 監事 2人 委員のうちから、会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会務を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもって、これに代えることができる。
- 5 交通会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費)

第8条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(謝礼)

第9条 町長は、予算の範囲内で委員に謝礼を支給することができる。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける者には、支給しない。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、ふるさと創生課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱及び任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後最初に開かれる交通会議は、町長が招集する。

附 則 (平成21年11月13日訓令第26号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日訓令第17—1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月8日訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月12日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年8月31日から適用する。

附 則 (令和5年3月17日訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



7 予土交通アクセス強化事業費

公共交通で移動する際に、鉄道や路線バスの結節点から目的地までアクセスする二次交通の不便さが利用の阻害要因となっていることから、MaaSの推進やオンデマンド交通の導入等により二次交通の利便性を高めることで、地域における交通アクセスを強化し、公共交通全体での利用促進を図る。

お問い合わせ先
企画振興部政策企画局
地域政策課交通政策室
(089-912-2251)

事業イメージ

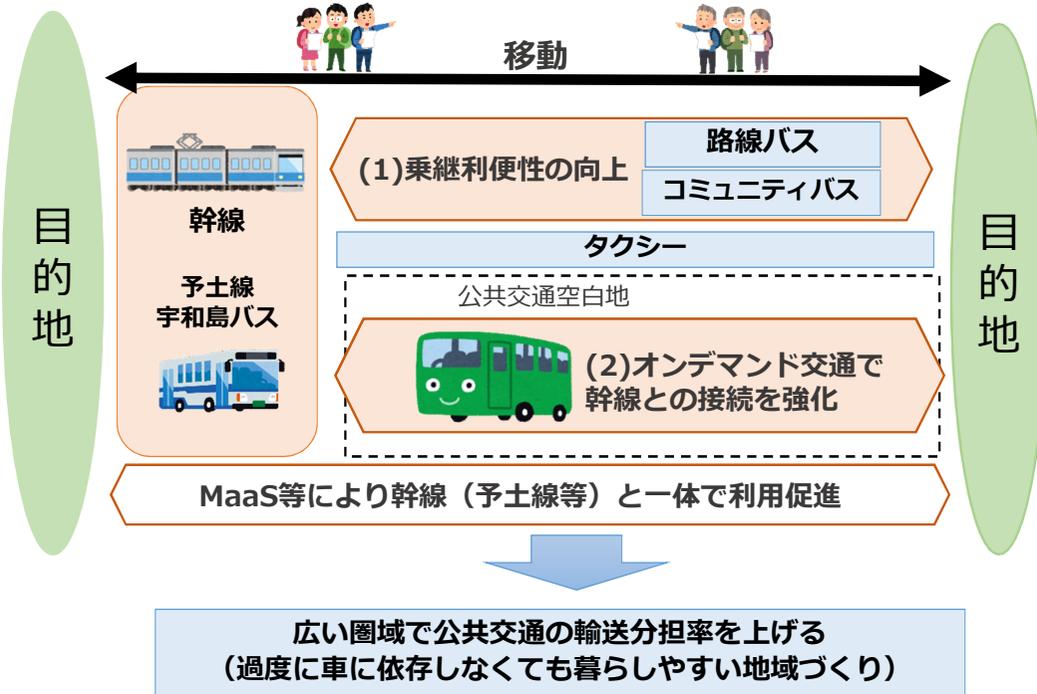
KPI

JR予土線の1列車当たりの平均輸送人員
(コロナ禍前実績に復元)

現状値 15.6人 (R3年度)
目標値 19.1人 (R5年度)

事業概要

【デジタル田園都市国家構想交付金充当事業】



1 地域における交通アクセスの強化 14,211千円

(1) 乗継利便性の向上

- ① 予土交通アクセス向上検討会の開催
利用者目線で、幹線と二次交通の乗継利便性の向上等を検討する。
対象者：交通事業者、関係市町、沿線利用者
- ② 運行ダイヤのオープンデータ化の促進
二次交通の運行情報のオープンデータ化を促進する研修会を開催し、インターネット上での検索性を向上させる。(コミュニティバス運行事業者)

(2) オンデマンド交通の実証導入〔想定：松野町〕

公共交通空白地など二次交通が不便な地域に相乗りオンデマンド交通サービスの導入を検討し、地域への実装に向けた実証導入を支援する。

2 MaaS等による幹線と一体での利用促進

幹線と二次交通をシームレスにつなぐMaaSを推進するほか、他の事業と連携して公共交通全体で利用促進する。

- ① MaaSの推進
 - ・MaaSの普及検討、他地域への波及
- ② 他事業と連携した利用促進
 - ・予土線利用促進対策事業
 - ・予土線駅前賑わい創出事業（局予算）

オンデマンド交通実証実験計画（県との連携事業）（現案）

【実証期間】

8月～12月（5カ月間）

【運行主体】

松野町旅客運送業組合（町内タクシー業者：松野タクシー・伊予吉野生タクシー）

※一部略

松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通の利用維持及び高校生等の通学手段の一助に資するため、鉄道・バス通学定期券(以下「通学定期券」という。)の購入費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、松野町単独補助金交付規則(平成11年松野町規則第7号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高校生等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第50条に規定する高等学校に通学する者、法第63条に規定する中等教育学校に通学する者、法第115条に規定する高等専門学校に通学する3学年までの者及び法第124条に規定する専修学校の高等課程に通学する者をいう。

2 この要綱において「通学定期券」とは、四国旅客鉄道株式会社が運行する予土線及び宇和島自動車株式会社が運行する宇和島バスで有効な通学定期券をいう。

3 この要綱において「通学定期券購入費」とは、通学定期券の購入に係る費用をいう。ただし、四国旅客鉄道株式会社及び宇和島自動車株式会社の2社にまたがって利用する場合、その費用は合算する

(補助対象者)

第3条 通学定期券購入費補助金(以下「補助金」という。)を受けることができる者は、松野町に住所を有し、松野町の住民基本台帳に記録されている者で、町外に通学するため通学定期券を年間(地方自治法(昭和22年法律第67号。)第208条第1項に規定される会計年度の間)1万円以上購入する高校生等又は同一世帯の保護者とする。なお、その同一世帯員に町税等の滞納がないこと。ただし、松野町において課税実績がない世帯員にあつては、申請日の属する当該年の前年の納税義務を履行していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年間で定額1万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に町税等納付状況調査同意書（様式第2号）、学生証の写し、定期券の写し及び領収書又はそれに代わるものを添えて、当該年度末日までに、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び交付）

第6条 町長は、申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容について審査をし、適当と認めた場合には、申請者に松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、申請者が指定する金融機関口座への振込により交付をする。

（補助金の取消し等）

第7条 町長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 通学方法の変更その他の交付要件の変更等により、町長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。
- (3) その他不正があったとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

松野町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書

松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金の交付を受けたいので、松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、交付に際し、担当課が申請者の住民票謄本の公用請求を行うことに同意します。

請求金額 金 円

高校生等	フリガナ 生徒氏名			生年月日	年 月 日			
	住 所							
	学 校 名			学 年	学 年			
振込先	金融機関名			支店名				
	口座種別	普通	口座番号					
	フリガナ 口座名義人							

※口座名義人は、申請者と同一で、補助対象者（高校生等又はその保護者）の口座に限ります。

※裏面に、購入した定期券についてご記入ください。

※本申請書にて記入いただいた個人情報、補助金支払業務にのみ使用します。

※申請は当該年度で1回のみです。

（添付書類）

- ・町税等納付状況調査同意書（様式第2号）
- ・学生証の写し
- ・定期券の写し
- ・領収書又はそれにかわるもの

様式第2号（第5条関係）

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

松野町長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____

松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金の申請に当たり、申請者である私及びその同一世帯員の下記の町税等の納付状況について、松野町が調査することに同意します。

なお、松野町が同一世帯員の調査を行うことについては、申請者である私が、同一世帯員から承諾を得ていることを申し出ます。

----- 以下松野町記入欄 -----
記

費 目	滞納の有無	調査担当 部署名	確認日	担当者
町民税	有 無			
固定資産税	有 無			
軽自動車税	有 無			
国民健康保険税	有 無			
後期高齢者医療保険料	有 無			
介護保険料	有 無			
保育料	有 無			
放課後児童クラブ利用料	有 無			
住宅新築資金	有 無			
校納金	有 無			
水道料	有 無			
住宅料	有 無			

備考 調査の対象は、申請者及びその同一世帯員全員とすること。
住民票謄本を添付すること。

様式第3号(第6条関係)

松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のあった松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金の交付については、松野町高校生等鉄道・バス通学定期券購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付します。

生徒氏名			
学校名		学年	学年
定期券合計額	円		
交付決定額	円		

住民へのアンケート調査の概要（計画案）

【目的】

松野町地域公共交通計画の策定にあたり、松野町の公共交通の現状、課題、ニーズ等をあらかじめ把握するため。

【時期・期間】

令和4年11月頃の1か月間を想定。

※準備状況によって、多少前後する可能性あり。

結果の集計に多大な時間を要すると想定されることから、準備が完了しだい開始する予定。（調査期間は1か月間を確保。）

【アンケート内容】

別紙アンケート表参照。

【方法・調査対象】

松野町全域の住民からランダムに抽出した1,000世帯にアンケート票を郵送し、回答を郵送してもらう。（回答の郵送方法は郵便局の料金受取人払による郵送を活用。）

※7月末時点の世帯数：2,008

〔根拠〕

アンケート調査を実施するにあたり、統計学上、有意^{*1}とされる回答数は決まってくる。

今回のアンケートでは、十分意味があるとされる「許容誤差：5%」^{*2}、「信頼度：95%」^{*3}の精度で実施予定。

この精度の場合、有意な回答数は約400となる。回答の回収率を約40%と仮定すると、1,000は対象とする必要がある。

また、別紙アンケート案にもあるように、1世帯4人まで回答できる形式にしており、仮に回答の得られる世帯数が少なくとも、一定の人数は確保できると考えている。

*1：偶然ではなく必然である（意味がある）可能性があるとは推測されること。

*2：抽出した1,000世帯のうち90%の世帯が「良かった」と回答した場合、町全体の世帯の85%～95%（90%±5%）の世帯が「良かった」ということ。

*3：100回のアンケートを行ったら、95回は許容誤差の範囲内に収まるということ。

（参考）<https://trim-site.co.jp/faq/qa01>

【抽出方法】

住基ネットのデータからランダムで抽出する。

住民アンケート調査結果について

【実施期間】

アンケート調査票の到着後（R4. 10. 19 にアンケート郵送）～ R4. 11. 25

【回答数】

384 世帯／1,000 世帯（回答率：38.4%）

実人数：658 名（1 世帯あたり最大 4 名まで回答可）

【アンケート結果（主要項目を抜粋）】

※アンケート結果の詳細な分析については、後日契約する業者に依頼する予定のため、簡易的な結果報告。また、小数点の処理の関係で、合計が 100%にならない項目もあります。

●アンケート調査回答者の属性

①お住まいの部落

⇒松丸：17.9% 延野々：12.3% 豊岡後：9.4% 豊岡前：12.9% 富岡：6.4%

上家地：0.9% 目黒：8.2% 吉野：14.4% 蕨生：7.8% 奥野川：6.1% 空欄：3.6%

※令和4年12月31日時点での各部落の町内における人口割合

（松丸：17.4% 延野々：14.8% 豊岡後：11.1% 豊岡前：15.2% 富岡：6.4%
上家地：1.2% 目黒：7.2% 吉野：14.7% 蕨生：8.1% 奥野川：3.8%）

②年齢

⇒10代：4.0% 20代：2.0% 30代：7.0% 40代：12.3% 50代：13.4%

60代：19.0% 70代：24.8% 80代以上：16.0% 空欄：1.7%

※令和4年12月31日時点での各部落の町内における人口割合

（10代：6.6% 20代：5.2% 30代：6.6% 40代：10.6% 50代：12.0%
60代：16.3% 70代：19.7% 80代以上：18.1% ※10代未満：5.0%）

●アンケート調査への回答

①最寄りのバス停まで一人で移動できるか

⇒可：84.8% 不可：10.5% 空欄：4.7%

②自動車運転免許証の有無

⇒有：71.0% 無：25.2% 空欄：3.8%

③自家用車の有無

⇒有（自分専用）：61.6% 有（家族共用）：9.7% 無：21.9% 空欄：6.8%

④自動車運転免許証「無」且つ自家用車「無」の方で送迎をお願いできる人の有無

⇒有：81.7% 無：17.5% 空欄：0.8%

⑤「タクシー利用券」について知っているか

（目的地までの移動手段で「タクシー」を選択し、自動運転免許証「無」且つ自家用車「無」の方）

⇒知っている：92.3% 知らない：0.0% 空欄：7.7%

⑥「タクシー利用券」を活用しているか

(目的地までの移動手段で「タクシー」を選択し、自動運転免許証「無」且つ自家用車「無」の方)

⇒活用している：53.8% 活用してない：38.5% 空欄：7.7%

⑦コミバスを利用したことがあるか

⇒有：19.0% 無：74.8% 空欄：6.2%

⑧コミバスを利用していない理由は何か（1人3つまで選択可）

- ⇒1. 乗り降りしたい場所で乗り降りできないから：6.2%
2. 運行時間帯にバスの便数が少ないから：6.9%
3. 利用したい時間帯に運行していないから（早朝や夜など）：6.8%
4. バス停まで行くのが大変だから：4.3%
5. バス路線、バス停、運行時間が分からないから：4.9%
6. 目的地まで移動するのに、遠回りするから：4.9%
7. 料金が安いから：2.0%
8. 他の移動手段があるから：49.6%
9. バス路線がないから：7.7%
10. その他：6.6%

⑨コミバスを利用している理由は何か（1人3つまで選択可）

- ⇒1. 乗り降りしたい場所で乗り降りできるから：23.1%
2. バスの便数に不都合がないから：0.5%
3. バス停まで行くのが容易だから：9.9%
4. バス路線、バス停、運行時間が分かりやすいから：3.8%
5. 目的地まで移動するのに、使いやすいから：16.5%
6. 料金が安いから：16.5%
7. 他の移動手段が無いから：22.2%
8. その他：7.5%

⑩各項目の満足度

a. 自宅からバス停までの距離

⇒満足：52.8% やや満足：9.6% やや不満：5.6% 不満：5.6% 空欄：26.4%

b. 運行時間帯

⇒満足：12.8% やや満足：18.4% やや不満：31.2% 不満：11.2% 空欄：26.4%

c. 運行日（日・祝祭日運休）

⇒満足：13.6% やや満足：17.6% やや不満：20.0% 不満：16.0% 空欄：32.8%

d. 運賃（100円）

⇒満足：60.8% やや満足：8.0% やや不満：2.4% 不満：0.8% 空欄：28.0%

e. 運行ルート

⇒満足：34.4% やや満足：17.6% やや不満：10.4% 不満：4.8% 空欄：32.8%

f. 運行本数

⇒満足：12.0% やや満足：12.8% やや不満：32.0% 不満：11.2% 空欄：32.0%

g. JR 予土線への接続

⇒満足：14.9% やや満足：17.5% やや不満：11.0% 不満：6.5% 空欄：50.0%

h. 宇和島バスへの接続

⇒満足：22.4% やや満足：21.6% やや不満：9.6% 不満：11.2% 空欄：35.2%

i. 全体的な満足度

⇒満足：13.6% やや満足：26.4% やや不満：20.8% 不満：6.4% 空欄：32.8%